

## 突然の訪問や点検には要注意

### 【事例】

数日前に電力会社の委託業者を名乗る電話があり、分電盤の点検訪問を承諾した。点検後に「漏電するおそれがある。火事になっても火災保険がおりない」と言われたため、16万円と高額だったが交換してもらうことにした。

### 【アドバイス】

分電盤の点検を利用した詐欺が全国的に増えてきています。分電盤などは4年に1回以上、電力会社による法定点検が義務付けられています。点検前に調査日時と調査員の氏名が書かれた「お知らせ」が自宅に届きます。調査員は身分証を持っていて、その場で有料の契約を迫ることはありません。また、分電盤の漏電による火災でも火災保険はおります。契約してしまっても訪問販売の場合、8日以内であればクーリング・オフできま

す。速やかに書面やメールなどで通知しましょう。困ったときや不審に思ったときはご相談ください。

### ●だまされないためのポイント

▷電話や突然の訪問で「点検」を持ちかけられても、安易に点検させない▷その場では、契約せずに十分に比較検討する

【問】消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）



## 光回線の契約トラブルにご用心

### 【事例】

自宅に大手電話会社を名乗る電話があり、「配線が古くなっています。無料で工事します。」と言われ承諾した。その後、工事業者が来て、以前利用していたインターネット接続機器のようなものを置かれた。インターネットは利用しないので、不審に思い契約書面を見ると、光回線で電話とインターネットを契約していた。電話のみの契約に戻したい。

### 【アドバイス】

光回線の勧誘時に大手電話会社を名乗り信用したという相談が寄せられています。勧誘時に自社

の名前をきちんと名乗らない行為は禁止です。事業者名や連絡先を聞き取りメモしましょう。契約内容を確認して不審に思えば途中で止めることもできますが、工事後の解約には工事費や手数料など高額な違約金が発生します。光回線の契約は、契約書を受取ってから8日間は、初期契約解除制度を利用して解約できます。不審な電話や自宅訪問があったら、早めに消費生活センターにご相談ください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

## 高齢者や主婦の被害が急増 催眠商法に注意

**【事例】** 高齢の母が日用品や食品の安売りを目当てに通っている店で、「目に効く」「膝に効く」と紹介された高額な健康食品を次々に購入している。返品できないか。

**【アドバイス】** 閉め切った会場に人を集めて安価な日用品や食品などを販売し、楽しい話や健康の話題で関心を引いて、高額な健康食品や布団などを契約させる催眠商法（SF 商法）の被害が増えています。当事者は支払総額が高額になっていることに気付きにくく、預貯金や生活費を使い果たしてしまう事例も見受けられます。個別に声をかけられて勧誘を受けたり、いつも通っている店の販売員と親しくなると断り

にくくなります。安易に会場に近づかないこと、勧誘されてもきっぱりと断ることが大切です。家族や周囲の人は、日ごろからコミュニケーションをとり、「見慣れない商品が置かれている」「お金に困った様子がある」などの変化がないか、見守りをお願いします。契約してしまっても8日以内であればクーリング・オフできます。また、クーリング・オフ期間が経過した後でも返品できる場合があります。早めに消費生活センターへ相談してください。

**【問】** 同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

## インターネット通販の「代引き配達」にご用心

### 【事例】

インターネット通販で海外有名ブランドと大手スポーツメーカーのコラボスニーカーが格安で販売されていた。代金引換（代引き）配達で買ったが、写真と違う偽物の商品だった。返品したいが連絡先が分からない。

### 【アドバイス】

インターネットサイトの写真は、公式通販サイトの正規品の画像をコピーすれば本物のように加工できます。代引き配達は、代金を支払う前に商品が本物が偽物かを確認できません。インターネット通販を利用するときは、次のことに注意しましょう。

▷販売価格が大幅に値引きされたり、支払方法が代引きのみのサイトの商品は偽物を疑う▷サイトの下部にある特定商取引法の表記で販売会社の名称（会社名）、住所、電話番号などを確認する。

ただし、記載が虚偽の場合もありますので、ご注意ください。海外からの荷物の場合、送り状に記載の国内の通関業者などと交渉できる場合もありますが、困難が予想されます。不安に思った時は、早めに消費生活センターへご相談ください。

**【問】** 同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）

## 電力の切り替えを勧誘する電話に注意

### 【事例】

自宅に電話があり、「電気料金が安くなる」と説明された。現在契約中の電力会社のプラン変更だと思い、住所や氏名、検針票に書かれた番号を伝えた。後日書面が届き、契約先が変わったことが分かった。

### 【アドバイス】

消費者は契約する電力会社や料金のプランを自由に選ぶことができます。契約先を変更してもインターネット回線のように大規模な工事は必要なく、事例のように意図せず契約先を切り替えてしまっていたというトラブルが発生しています。

料金プランが市場連動型の場合、市場価格によっては電気料金が高くなってしまいうることもあります。また、不要なオプションが付けられていることに気が付かず請求が高額になるケースもあります。「安くなる」という言葉を安易に信用せず、契約前に内容をしっかり確認しましょう。

電話勧誘や訪問販売で契約してしまった場合はクーリング・オフできます。早めに消費生活センターへご相談ください。

【問】同センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、午前 9 時～午後 4 時 30 分、☎ 76・1004）

## 台風や大雨などのシーズン 災害後の「点検商法」にご用心

【事例】「近所で工事を行うのでご迷惑をおかけします。」と業者が突然訪問してきた。「屋根瓦がずれているので点検しましょう。」と言われ、点検してもらおうと、「このままだと瓦が飛んで近所に迷惑がかかる。」と言うので工事を依頼した。別の業者に工事内容を確認すると「訪問してきた業者の工事には不要な作業が含まれている。相場より割高。」と言われた。工事を断りたい。

### 【アドバイス】

突然訪問し、巧妙なトークで消費者を信用させて、不安をあおり、高額な修理や工事の契約をさせる手口を「点検商法」といいます。訪問販売なので、契約して 8 日間は「クーリング・オフ」できます。契約書には赤い文字でクーリング・オフについて書いてあります。契約書をよく見ましょう。事例の他に

も、屋根瓦を修理したが、雨漏りするので連絡しても修理にこない、お金を払ったのに工事しない、保険で修理できると言われたがうそだったなどの点検商法に関する相談があります。トラブルを回避するために次のポイントを心がけましょう。

●トラブル回避のポイント ▷突然訪問してきた業者に安易に点検させない▷すぐに契約せず、複数の業者から見積もりを取るなど十分に比較検討する▷保険金を利用できるという説明にも気を付ける▷作業前にお金を渡さない

少しでも不安に感じたら、消費生活センターにご相談ください。

【問】消費生活センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、午前 9 時～午後 4 時 30 分、☎ 76・1004）

## 消費生活センターへのよくある質問



**【Q1】** どんな内容を相談できますか

**【A1】** 「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」など消費生活に関する消費者と事業者のトラブルを相談できます。事業者同士や個人間のトラブル、家族間や自治会などの近隣トラブルに関する相談は消費生活センターが介入できないものがあります。その場合は適切な相談先を案内します。

**【Q2】** 消費生活センターの業務内容は

**【A2】** 交渉に必要な情報を提供し、助言を行います。また、必要に応じて事業者に話を聞き、中立な立場で「あっせん」を行うことにより、双方が納得できる解決を目指します。ただし、消費生活センターは消費者の代理人になれない

ため、希望に沿った解決に至らないケースもあります。その場合は調停や裁判、法律相談など別の交渉手段を案内します。

**【Q3】** 相談したことを誰かに知られてしまいませんか

**【A3】** 秘密厳守で対応します。安心して相談してください。寄せられた相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化されます。そのデータは国や県にも共有され、消費者への注意喚起や法改正にもつながっていきます。

一緒に解決策を考える最初の窓口として消費生活センターへお気軽にご相談ください。

**【問】** 同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎0944・76・1004）

## テレビショッピングは「返品条件」を確認しましょう

**【事例】** テレビショッピングで「1週間以内返品可能」と宣伝していたマッサージ器を購入した。たたく力が強すぎて自分に合わないため事業者に電話したら、「通電した商品は返品できない。テレビ画面でも表示している」と言われた。

**【アドバイス】** テレビショッピングなどの通信販売はクーリング・オフ制度がありません。基本的には販売者が表示した「返品条件」に従うこととなります。家電製品は、通電したら返品できない事業者が大半ですが、不良品の場合は返品できます。昨年、国民生活センターへ寄せられたテレビショッピングの相談者の8割

は70歳以上です。テレビで商品の印象や価格のお得感が強調され、大切な「返品」の情報は見落としがちです。電話で申し込むときは返品についてオペレーターに確認しましょう。テレビショッピング以外にも新聞広告やチラシなどの通信販売で購入するときは、使用感や大きさ、返品解約条件などを確認してください。また、定期購入になっていないかをチェックしましょう。

**【問】** 消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎0944・76・1004）

## 年末年始 海産物の電話勧誘トラブルに要注意

**【事例】** 以前購入したことのある業者から電話があり、「お正月用にカニはいかがですか」と勧誘され、断りきれずに注文した。しかし、家族に反対されたのでキャンセルしたいが、連絡先が分からない。



**【アドバイス】** 年末年始にかけて事例のような勧誘電話が増加する可能性があります。トラブルを回避するため、次のことに注意しましょう。

▷ 必要ないときはきっぱりと断る▷ 注文する際はトラブルを避けるため店

名や電話番号を聞き取っておく▷ 断れなかった場合はクーリング・オフする

※電話勧誘販売は8日以内であればクーリング・オフできます。はがきやFAX、メールなどでの通知が必要です。荷物が届いても受け取りをいったん保留し、伝票に書かれた差出人の情報をメモして消費生活センターに相談しましょう。家族が間違っって荷物を受け取らないように、家族間で情報を共有しておきましょう。

**【問】** 消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎0944・76・1004）

## 投資広告をきっかけとした詐欺に注意

**【事例】** スマホで動画を視聴中に流れてきた投資広告にアクセスすると、交流サイトにつながった。そこで知り合った投資アドバイザーから「儲かる」株の投資を勧められ、指定口座に現金を送金した。投資サイトを確認すると、話し通りに大きく値上がりした。儲けた金額を口座から引き出そうとしたら、高額な保証金を請求され、引き出せなかった。投資アドバイザーとも連絡がとれなくなった。

**【アドバイス】** SNS型投資・ロマンス詐欺は年々増加しています。令和6年の年間被害額は、過去最悪の1271億9000万円、令和7年1月から9月末までの被害額は1149億円と過去最悪に迫る勢いです。投資サイト上で

利益が出ているように見えても、架空の運用画面の可能性があります。投資後すぐに少額の利益を引き出させて信用させる手口もあります。トラブルを回避するため、次のことに注意しましょう。

▷ SNSなどインターネットで知り合った相手を簡単に信用しない▷ 儲かる話や投資の話は詐欺を疑う▷ 入金先が個人名義の口座であれば、要注意▷ お金を払う前に周りの人や消費生活センターに相談する

**【問】** 消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎0944・76・1004）



## 「不用品買い取ります」の電話に注意

**【事例】**「不用品着物はありますか？買い取ります」と電話があり、自宅への訪問を承諾した。後日訪問してきた業者に着物を見せたが、「アクセサリーはないか？無料で査定します」と言われ、ネックレスや指輪を見せた。売るつもりはなかったが、断り切れず契約書にサインすると、お金を渡されアクセサリーを持ち帰られた。後悔している。取り戻したい。

**【アドバイス】**このような事例が多発しています。契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフできます。さらにその間は物品を手元に残しておくことができます。トラブルを回避するため、次のことに注意しましょう。

▷留守番電話でシャットアウト＝買い取り業者が突然訪問して勧誘することは法律で禁止されています。留守番電話に設定しておくことで、訪問の承諾を求める電話を防ぐことが

できます。

▷業者の連絡先を確認＝訪問を承諾する場合は、業者の電話番号をメモしておきましょう。訪問日の変更やキャンセルなど、こちらから連絡を取りたいときに必要です。

▷売るつもりがないものは見せない＝貴金属を見せるよう催促されても、売るつもりがないものは見せずにきっぱりと断ってください。また、できるだけ1人での対応は避けましょう。

▷契約書は必ず確認＝必ず契約書を受け取って、すぐに物品の種類や買い取り価格、業者名や連絡先などを確認しましょう。

困ったときは消費生活センターへご相談ください。

**【問】**消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎0944・76・1004）

## インターネット通販の定期購入は「定期縛りなし」にご用心

**【事例】**SNSの広告を見て、美容液が安かったので試そうと思いスマホで注文した。しばらくするとまた届き、1万円以上と高額だった。店に電話で「定期縛りなし」なので返品したいと伝えたが「お届け予定の15日前までに連絡がなかったので返品できない」と言われた。重ねて返品したいと伝えると「通常価格との差額8000円以上を支払えば返品できる」と言われた。納得できない。

**【アドバイス】**SNSや動画配信サービスなどの広告を見て「定価の5分の1など安く買える」と思い注文したら、定期購入だった」という相談が寄せられています。中でも「定期縛りなし」だったという相談内容が急増しています。

「定期縛りなし」の意味は「最低購入回数を決まらずにいつでも解約できる定期購入」

「止めるなら期限内に連絡すること」と規約に定めている事業者が多く、1回だけと思いつくのは危険です。

インターネット通販をする場合は、「最終確認画面」で注文内容に間違いがないかチェックしてください。「最終確認画面」など契約条件はスクリーンショットで保存すると証拠にもなり、後で見直すこともできます。

また、インターネット通販はクーリング・オフができないため、2回目以降の商品を店に無断で「受取拒否」することはできません。

消費生活センターのあっせんで解決できる場合もあります。早めにご相談ください。

**【問】**同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎0944・76・1004）